

# 一般社団法人 全日本テコンドー協会

## 公認・後援に関する規程

### (目的)

**第1条** この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会（以下、「当法人」という。）の定款第57条の規定に基づき、当協会がテコンドー又はパラテコンドーの競技会、イベント等において当法人の名義の使用を認める場合の基準等必要な事項を定める。

### (定義)

**第2条** 本規程で「公認」とは、当法人の事業に有用と認める制度、用具、商品、サービス等に当法人の名義の使用を認めるものをいう。

**2** 本規程で「後援」とは、テコンドー又はパラテコンドーに関する競技会、イベントなどテコンドー又はパラテコンドーの試合や実技を伴うものに当法人の名義の使用を認めるものをいう。

### (公認の許可基準)

**第3条** 当法人が公認をする基準は、次のいずれも満たすものとする。

- (1) 対象となる制度、用具、商品、サービス等が第三者の権利を害するものではなく、又は公序良俗に反するものではないこと。
- (2) 対象となる制度、用具、商品、サービス等が当法人の実施するテコンドー又はパラテコンドーの普及又は強化に有用であると認められること。
- (3) 対象となる制度、用具、商品、サービス等が商業的に利用されるものである場合、当法人に一定程度の収益に分配がなされるものであること、又は別紙1記載の公認手数料を支払うこと。【商用のCDを無償で公認した公認ソングは基準に該当しないこととなります。】

### (後援の許可基準)

**第4条** 当法人が後援をする基準は、次のいずれも満たすものとする。

- (1) 加盟団体及び準加盟団体に対する基準
  - ① 別紙2記載の後援料を支払うこと。
  - ② テコンドー又はパラテコンドーに関する競技会の場合、当該競技会への参加等において不当な参加制限その他差別的な扱いを行わないこと。
  - ③ 上記②を含む当法人が定める競技会開催要項を遵守すること。
- (2) 加盟団体及び準加盟団体の会員（当該会員が運営する道場を含む）に対する基準
  - ① 別紙3記載の後援料を支払うこと。
  - ② テコンドー又はパラテコンドーに関する競技会の場合、当

該競技会への参加等において不当な参加制限その他差別的な扱いを行わないこと。

- ③ 上記②を含む当法人が定める競技会開催要項を遵守すること。

(3) 前2号に定める者以外に対する基準

- ① 別紙4記載の後援料を支払うこと。
- ② テコンドー又はパラテコンドーに関する競技会の場合、当該競技会への参加等において不当な参加制限その他差別的な扱いを行わないこと。
- ③ 上記②を含む当法人が定める競技会開催要項を遵守すること。
- ④ 当法人の実施するテコンドー又はパラテコンドーの普及又は強化に有用であると認められること。

(使用できる当法人の名義等)

**第5条** 当法人の公認又は後援を得た者は、当法人の名義のほか別紙5記載のロゴマーク（以下「当法人の名義等」という。）を使用することができる。ただし、その使用について当法人の事前の承認を得なければならない。

(公認・後援取得手続)

**第6条** 当法人の公認又は後援を得ようとする者（以下「申請者」という。）は、当法人の名義等を使用しようとする日の少なくとも45日前に、当法人所定の申請書及び必要な資料(別表参照)を添えて、当法人の事務局に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書を受領した場合、事務局は、7日以内に、不備がないことを確認したうえで、次の委員会に提出する。
  - ①公認については、マーケティング委員会
  - ②後援については、競技委員会
- 3 前項の各委員会は、14日以内に、第3条又は第4条の基準を満たすことを確認し、理事会に上程する。
- 4 理事会は、マーケティング委員会又は競技委員会の判断に著しい誤りがない限り、各委員会の判断を尊重して決議を行う。
- 5 理事会で公認又は後援を許可する決議をした場合、事務局は、申請者に対し、速やかに、公認又は後援決定書を交付する。

(公認料・後援料の支払)

**第7条** 公認又は後援の許可を受けた者は、当法人の名義等を使用しようとする日の7日前までに、所定の公認料又は後援料を当法人の指定する銀行口座に振込送金して支払う。振込手数料は公認又は後援の許可を受けた者の負担とする。

- 2 前項の定めにかかわらず、公認料を一時金以外の態様で定めた場合は適用せず、当法人と公認の許可を受けた者との合意したところ

による。

**(公認・後援取消)**

**第8条** 公認又は後援の許可を受けた者が次の一に該当する場合、当法人は、直ちに、公認又は後援を取り消すことができる。

- (1) 公認又は後援の許可基準に違反した場合
- (2) 当法人の承認を受けた以外の態様で当法人の名義等を使用した場合
- (3) 公認又は後援の許可を受けた者が当法人又は第三者の名誉又は信用を毀損し、又はそのおそれがある場合
- (4) 前各号に定めるほか当協会の事業に悪影響を及ぼすと認められる場合

**(報告)**

**第9条** 公認の許可を受けた者は、当法人に対し、対象となる制度、用具、商品、サービス等について、定期的に、当法人所定の報告書を提出する。

- 2 後援の許可を受けた者は、対象となる競技会、イベント等の終了後14日以内に、当法人所定の報告書を提出する。

**附則**〔平成28年10月8日制定〕

この規程は、平成28年10月8日から施行する。